

ヘルム兄弟商會全從業員協議會

(解雇問題)ランチ委員會

從業員一職官・待遇改善對策從業員大會

一一一

日 時

昭和六年十月五日

同 十月十日

從業員一職官・待遇改善對策從業員大會

同 十月十二日 同 評議員會

同 十月十四日 同 從業員大會

同 十月十八日 同 談 議會

同 十月廿五日 同 解決報告

同 十一月十二日 營業困難の事情に因るとして非公式に發せられた營業案は

一、解雇數  
十隻

二、船夫解雇  
十名

三、補助船夫

十名 (内婦人三名)の以上である

吾々同志會代表者は即時右に關してヘルム兄弟商會社長チエイムス・ヘルム氏と會見交渉し、接衝すること數次、年末の空き前にしての失業がいかに脅威であり悲惨であるかを切口に切口を懇請せしに、社長は船夫の死活問題に當面する切なる訴へを諒さして再考然處すべし、との回答を得耐來、同商會幹部龜田金次氏を介して接衝の結果、次の如く解雇者を半減せしめるとの内諾を得るに至つた。

一、解雇數を五隻

二、船夫解雇を五名 (前十後十名の内から入社年數の新しく短いもの)

要 求 條 項

一、解雇者は五名

二、解雇者に對する解雇手當は左の如く支給されだし

イ、船夫に對しては在社一ヶ年に對し現在支給されつゝある俸給の一ヶ月分

ロ、補助船夫に對しては現在支給されつゝある俸給の三ヶ月分

ハ、豫告手當として現在支給されつゝある俸給の各半ヶ月分を平等に支給せられだし

右に對する解雇手當としての會社案は

イ、船 夫 在社年數が問はず一率に固定日給の二ヶ月分に豫告期間十五日分の手當

ロ、補助船夫 右 同一ヶ月半に 右 同

ハ、婦 人 右 同一ヶ月分に 右 同

如上の案に對する同志會の別項内容そのまゝの要求を一應承諾して置きながら、逆反的の不意打ちの裏切り變節を示した商會に對し當會はストライキを以てその理不盡に應酬對抗し同日即時次の如き解決を記錄す

一一二